

第二管区海上保安本部公示第31号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和5年9月26日

第二管区海上保安本部長

山 戸 義 勝（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所
宮城県仙台市太白区あすと長町4丁目1番60号

2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区 域 仙台湾南部海岸（付図に示すとおり）

ロ 期 間 令和5年10月 2日から

令和5年12月25日までの内24日間

3 水路測量の実施方法

G P Sによる測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

測量船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚

調査区域 (仙台湾南部海岸)

